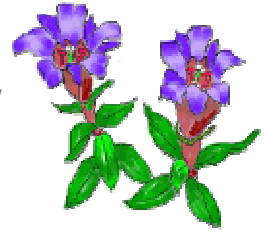


# くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

## 相談ファイル



### デートの誘いによったらアクセサリーを買わされた！

自宅に知らない男性から電話がかかり、世間話をするうちに「友達になろう」「会いたい」と言われ、待ち合わせて宝石の展示会場に行ったところ、小部屋でその男性と会社の上司という人にしつこく勧められて、ネックレスと指輪を110万円で契約した。男性とはその後も交際していたが、2ヶ月後「自分が考えた宝石が賞をもらったが、ペアだから一緒に買ってこないか。」と言われ、断りきれずにまた105万円のブレスレットを買うことになってしまった。本当はどちらも断りたかったので、両方とも解約したい。（20歳代 女性）

#### 《アドバイス》

このような商法は、待ち合わせの約束をすることから「アポイントメントセールス」と呼ばれます。その中でも、若い男女に異性から電話がかかり、異性間の感情を利用して契約させる「恋人商法（デート商法）」や、一度アポイントメントセールスで契約したことがある人に対して、再び業者から連絡が入り、新たな被害に遭う「二次被害」がここ数年全国的に急増しています。

アポイントメントセールスは、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。しかし、この期間を過ぎてしまうと解約を拒否されたり、高額な違約金を請求されますので、注意が必要です。この相談者も、解約のために25万円の解約料を支払うことになりました。

知らない人から電話で誘われても、安易に出向かないこと。万一出掛けたとしても、不要な契約は、はっきり断りの意思表示をすることが大切です。

## 情報ファイル

### 気をつけて！「ヒートショック」「コールドショック」

意外に知られていませんが、日本では入浴中の突然死が年間1万人を超えています。その多くは、温かい部屋から寒い脱衣所に行き、再び熱いお湯につかる…といった温度変化によって、血管が急激に収縮・拡張を重ねることによるものと考えられています。

これを「ヒートショック」といいます。

こうした事故を防ぐために、次のようなことを心がけましょう。

- ① 脱衣所にも暖房器具を置く。
- ② 入浴の10分前くらいから浴室内の気温を上げておく。  
(浴槽のふたを開けておく、高い位置からシャワーで浴槽へ給湯するなど)
- ③ 高齢者はなるべく二番湯に入る。
- ④ 熱いお湯に長時間入らない。
- ⑤ 飲酒後や深夜には入らない。
- ⑥ 入浴前後にコップ1杯程度の水を飲む。

逆にトイレなど寒い所で起こる現象は「コールドショック」と呼ばれています。トイレにも暖房器具を置くなどして、家庭内での温度差を極力なくすよう工夫しましょう。



## 消費生活相談状況(7月) ※9月末日現在確定分

県内の相談窓口で7月中に受付けた消費生活相談は、1,279件ありました。  
主な苦情相談は次の表のとおりです。

### 7月の苦情相談ワースト5

順位	商品・役務	相談件数	主な相談内容
1	融資サービス	154	低金利融資というチラシを見て電話で2万円の融資を受けた。1週間ごとに2万円、3万円と返済し続けてもまだ返済が終わらない。など
2	情報提供サービス	132	携帯電話でアダルトサイトを利用し、4千円の支払いを放置していたら、延滞料等を加算して5万4千円の請求を受けた。連絡先を教えてしまい、職場や実家に電話がかかる。など
3	教室・講座	86	教材を購入してパソコンの資格を取れば自宅で仕事ができると電話で勧誘されたが、信用できるかと電話で確認されたが、信用できるか。など
4	電話サービス	82	インターネットを家族で利用していたら、ドミニカ共和国へかけたという覚えのない国際電話料金の請求がきた。など
5	書籍・印刷物	49	「障害者のために寄付して欲しい」と電話があり、書面だけ送るといわれたので了解したら、いきなり本が届いた。など

## ～お 知 ら せ～

### パネルコーナー10月展示

### 家庭での事故に気をつけよう

赤ちゃんから高齢者まで家族が生活し、安らぐ場所であるはずの家庭内で、意外と多くの事故が起きています。ちょっとした注意や工夫で家庭内でのケガや事故を防ぎましょう。

### 消費者啓発講座

日 時	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
10月11日(金) 10:00～12:00	広島市 JA広島市深川支店	かしこい消費者になろう	一般	消費生活アドバイザー 太田和子
10月11日(金) 13:30～15:00	広島市 JA広島市原支店	だまされないで悪質商法	一般	消費生活アドバイザー 城戸守固
10月11日(金) 13:30～15:00	湯来町 農村環境改善センター	悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活専門相談員 川村佐和子 センター職員
10月12日(土) 10:00～11:00	八千代町 下根集会所	だまされないで悪質商法	高齢者	消費生活アドバイザー 正藤英夫
10月22日(火) 13:30～15:00	廿日市市 串戸公民館	悪質商法にご用心	高齢者	消費生活専門相談員 三由郁子
10月25日(金) 13:00～14:30	因島市 大浜老人集会所	悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活アドバイザー 天道茂代 センター職員
10月25日(金) 13:30～15:00	吉田町 中央公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	消費生活コンサルタント 馬場せつ子